

平成28年度 大分大学利益相反自己申告書（第1次）

利益相反マネジメント委員会委員長 殿

産学官連携活動等に関する実績及び予定等について、下記のとおり申告いたします。

提出日：平成 年 月 日

所 属：_____

職 名：_____

氏名（自署）：_____ 印

※ 実績報告の対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

※ 申告の対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

※ 対象者：平成28年5月1日現在本学に所属する常勤・非常勤の全職員
（但し非常勤講師、TA、RAは除きます）

まず、企業等との関係について確認します。

（※ 配偶者及び生計を一にする扶養親族の活動も含みます。）

【企業等（企業以外の団体・法人・法人格を持つ学会を含む）との関係について】

該当するものに全てチェックして下さい。

- ☐ ① ある企業の公開株式の5パーセント以上を保有したことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ② ある企業の未公開株式を保有したことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ③ ある企業の新株予約権（※ストックオプションを含む。）を保有したことがありますか？又はその予定がありますか？（※ストックオプション：会社の経営者・従業員などが、将来一定の価格で一定の期間内に自社株を買う権利。）
- ☐ ④ ある企業等（企業以外の団体・法人を含む）から、あなた個人保有の知的財産権又は研究成果有体物に関する収入を得たことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ⑤ ある企業等（企業以外の団体・法人を含む）から、年間100万円以上の寄附金を受けたことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ⑥ 1つの企業（又は団体・法人）から、年間100万円以上の報酬（非常勤医師、その他の兼業報酬を含む）を得たことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ⑦ ある企業（又は団体・法人）の役員等（役職は問わない）に就任したことがありますか？又はその予定がありますか？
- ☐ ⑧ ある企業（又は団体・法人）から、個人的にその他の金品等（1件につき5,000円を超える場合に限る）を得たことがありますか？又はその予定がありますか？

質問1 上記の【企業等との関係について】の①～⑧の項目のうち、1つ以上に該当しましたか？

- ☐ 該当する項目がない ⇒ 質問は終了です。
☐ 該当する項目があった ⇒ 質問 2～6 について回答してください。

質問 2 質問 1 で答えた企業等との共同研究, 受託研究(治験を含む)又は受託試験に, 研究担当者又は研究協力者として参加したことがありますか? (予定を含む)

- ☐ はい ☐ いいえ

質問 3 質問 1 で答えた企業等に対して, あなたの研究から生まれた知的財産権(大学保有)を実施させたこと, 又は研究成果有体物(大学保有)の移転を行ったことがありますか? (予定を含む)

- ☐ はい ☐ いいえ

質問 4 質問 1 で答えた企業等から, 大分大学が 500 万円以上の設備・物品の購入, 役務サービスを受ける際, 機種選定等に関与したことがありますか? (予定を含む)

- ☐ はい ☐ いいえ

質問 5 質問 1 で答えた企業等との共同研究, 受託研究, 技術移転契約の相手方の選定や, 契約条件の決定において, 決裁権者, 又は事務担当者, もしくはコーディネータ的な役割で関与したことがありますか? (予定を含む)

- ☐ はい ☐ いいえ

質問 6 あなたが指導している学生を, 質問 1 で答えた企業等の業務(共同研究, 受託研究(治験を含む)など)に従事させたことがありますか? (予定を含む)

- ☐ はい ☐ いいえ

- 質問 1 に「該当する項目がない」と回答した方及び質問 2～6 全てに「いいえ」と回答した方はこれで終了です。
- 質問 2～6 のいずれか 1 つ以上に「はい」と回答した方は, 利益相反自己申告書(第 2 次)についても回答の上, 併せて提出してください。
- この申告は定時申告です。
各回答内容が申告時から変わる場合はご相談ください。

➤ **提出期限 : 平成 28 年 6 月 30 日(木)**
両面印刷し, 各学科・各講座で取りまとめて提出して下さい。

➤ **提出先 : 研究・社会連携部 研究・社会連携課**
(chizai@oita-u.ac.jp , 内線 8517)

➤ **保管 :** 各種申請等に必要場合がありますので, 必要に応じ各自で写しを保管して下さい。

委員会は, 個人情報保護には十分に留意します。

また, 利益相反マネジメント規程第 20 条の規定により, 利益相反マネジメント委員会, 利益相反ワーキンググループ及びアドバイザーボードの委員並びに担当事務職員は, 職務上知り得た情報についての守秘義務を負っています。